

平成 27 年 8 月 27 日

関係者各位

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課長
名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課長

介護・障害福祉サービス事業所に対する行政処分について

日頃から、本市の介護・障害福祉行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。このたび、本市は、下記のとおり介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)の規定に基づき、下記のとおり処分を決定いたしました。

記

1 処分の対象となる事業者及び事業所

(1) 事業者

名古屋市名東区に所在する営利法人

(2) 事業所

名古屋市名東区に所在する、介護保険法に基づく訪問介護事業所及び障害者総合支援法に基づく居宅介護事業所、重度訪問介護事業所

2 処分の内容

(1) 介護保険法に基づく処分

決定した処分	効力発生日
指定取消	平成27年9月1日

(2) 障害者総合支援法に基づく処分

決定した処分	効力発生日
指定取消	平成27年9月1日

3 処分の原因となる事実

(1) 介護保険法に該当する処分事由

ア 上記 1 (1) に記載の法人は、必要な資格を有しないまま訪問介護員等が訪問介護のサービスを提供したにもかかわらず、当該サービスについての報酬の請求を行いました。(介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号に該当)

イ 上記 1 (1) に記載の法人に対し監査において書類の提出を命じたところ、事実と異なる記載のある書類を提出しました。(介護保険法第 77 条第 1 項第 7 号に該当)

ウ 上記 1 (1) に記載の法人に対する監査において、事業所で行われている業務の実態とは異なる答弁を行いました。(介護保険法第 77 条第 1 項第 8 号に該当)

(2) 障害者総合支援法に該当する処分事由

ア 上記1(1)に記載の法人は、必要な資格を有しないまま従業者が居宅介護及び重度訪問介護(以下「居宅介護等」という。)のサービスを提供したにもかかわらず、当該サービスについて給付費の請求を行いました。(障害者総合支援法第50条第1項第5号に該当。)

イ 介護保険法に基づく訪問介護において、(1)のとおり介護保険法第77条に違反した事実が認められました。(障害者総合支援法第50条第1項第9号に該当。)

4 本市に対する返還金額

不正の行為により支給を受けた給付費の返還については、当該給付費の40%を加算した額を返還するよう、名古屋市が事業者に命じ、これを徴収します。

(1) 介護保険法に基づく訪問介護にかかる返還金額

不正を行った期間	平成25年6月から平成25年8月まで
不正請求額(A)	366,010円(※)
加算金(B)	366,010円×40%=146,404円
返還金額(A+B)	512,414円

※他に本市以外の保険者から受領したもので59,275円あり、他保険者には連絡済です。

(2) 障害者総合支援法に基づく居宅介護等にかかる返還金額

不正を行った期間	平成25年5月から平成25年8月まで
不正請求額(A)	4,222,009円
加算金(B)	4,222,009円×40%=1,688,803円
返還金額(A+B)	5,910,812円

(3) 名古屋市への返還金額

(1) + (2) = 6,423,226円

【問合せ】

高齢福祉部介護保険課

電話：052-972-3487

障害福祉部障害者支援課

電話：052-972-3965